

(反映状況の区分) A:意見を反映し、案を修正した(意見内容のうち一部のみを反映したものを含む。)
 B:既に案で対応済み
 C:案の修正はしないが、実施段階で参考としていく
 D:意見を反映できなかった
 E:その他

No.	分類	意見内容	反映状況	考え方
1	1 規制対象	特定再生資源屋外保管業者の定義を明確にしてもらいたい。保管場において分別や破砕など人力や機械を用いて作業している事業者は対象になるのか。	A	特定再生資源屋外保管業の定義において、(略)「保管をし、破砕等(破砕、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理をいう。以下同じ。)をするものを(略)」と定義し、保管場において分別や破砕など人力や機械を用いて作業している事業者が対象になることを明確にしました(第2条第2項、第3項関係)。
2		現状では廃棄に回る家庭用エアコンの大半が不適正ヤードに流れており、問題だと感じております。家庭用エアコンが不適正ヤードに流れにくくする為に対象に屋内(倉庫)と中古品(エアコン等)等も加えて頂きたいです。	D	屋内保管の場合については、保管物の崩落や騒音などによる支障の発生が少ないと考えられるため、対象としませんでした。 また、中古品については、使用を終了した製品ではないことから、不適切な保管等による生活環境等への支障は生じないと考え、対象としませんでした。 なお、御指摘の家庭用エアコンは有害使用済機器に該当することから、条例の規制対象としないうこととしております。
3		「使用を終了し、収集された金属、プラスチック製品」とありますが、廃棄物が否かどのように判断するのでしょうか？品質に関する規定は設けないのでしょうか？	D	廃棄物に該当するかどうかは、環境省の通知等に基づき、総合的に判断します。 品質に関する規定については、特定再生資源の品質は規制の必要性に影響しないと考え、設けないこととしました。
4		土地区画整理事業施行地区内にヤード設置禁止。土地区画整理事業とは住宅地整備事業でありその対象地内に住居環境を明らかに悪化させるヤード等の設置は区画整理事業の趣旨から明らかに逸脱、また、大型トラックによる排気ガスや居住地の揺れが発生、住居に損害を与えている、更にヤード内で積み替えや破壊作業等を行う重機等の騒音や作業に伴う悪臭により住民の健康被害発生、作業員タムロ・暴走行為・違法駐車等迷惑行為発生、治安悪化を招いている。	D	本条例に規定する構造基準・保管基準をもって、県民の生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の効果は相応に得られると考えております。 また、立地規制については、市町村が地域の実情に応じて実施することが望ましいと考え、本条例には規定しないこととしました。 なお、暴走行為や違法駐車等の迷惑行為については、道路交通法などの関係法令によって規制されます。
5		学校周辺半径500m以内及び通学路に面したヤード設置禁止。ヤード等は、周囲を塀で取り囲み外部と遮断し閉鎖空間を構築することで子供が犯罪に巻き込まれる危険は極めて高い、また通学路に面した塀は、通学路自体を目標して誘拐行為を容易にし子供を危険に晒している。	D	立地規制については、市町村が地域の実情に応じて実施することが望ましいと考え、本条例には規定しないこととしました。
6		住宅等に隣接した場所にヤードがあると、根本的な問題の解決にならないと考えます。 千葉県千葉市では、屋外保管事業場の敷地の境界までの距離が100メートル以上であること。と定めており、これを骨子案に追記していただきますようお願い申し上げます。	D	立地規制については、市町村が地域の実情に応じて実施することが望ましいと考え、本条例には規定しないこととしました。
7		事業による騒音・振動公害による周辺住民の人格権侵害を防止する為、直近の住居より300m以上離れている事が求められる。	D	立地規制については、市町村が地域の実情に応じて実施することが望ましいと考え、本条例には規定しないこととしました。
8		工業団地ではない場所で事業を行う場合は、操業時間と曜日規制も検討してほしい。早朝や夜の操業、土日曜日・祝日の操業規制を設けてもらいたい。	C	住民説明会における説明事項としていただくことや、生活の安全の確保上又は生活環境の保全上の必要に応じ許可に条件を付すことなどの運用面での対応を想定しています。
9		家電リサイクル法で規制されている冷蔵庫・洗濯機などの家電を金属スクラップと称して受け入れていない不適正ヤードもある。受入品目も厳しく規制してもらいたい。	C	有害使用済機器である冷蔵庫・洗濯機などの家電が特定再生資源屋外保管事業場に保管されていることが判明した場合は、廃棄物処理法の規制対象となり、本条例の規制対象とはなりません。 また、産家電が特定再生資源屋外保管事業場に保管されていることが判明した場合も、有害使用済機器の場合と同様、廃棄物処理法の規制対象となります。 そのほか、家電リサイクル法などの関係法令による規制も行われ得るものと考えます。
10		規制対象の 対象保管物に「木材」を追記していただきますようお願い申し上げます。バイオマス燃料の原材料として取引されています。また同項目にて、有害使用済機器を除く、とありますが環境省の「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」に定められた有害使用済機器であっても、解体を行い、部品や原材料となるまで処理されたものは、現在は法律による規制がありません。これを規制する条項を追記していただきますようお願い申し上げます。	D	本条例による規制の対象は、廃棄物処理法では規制されない無価値物であるにもかかわらず、不適切な保管等によって県民の生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の支障が生じる可能性が高い物としています。 御指摘の木材については、有償で取引され、再生資源として保管等を行う業態はないものと認識しています。 また、有害使用済機器が部品や原材料となるまで処理されたものについては、品質管理を適正に行うため、安全の確保上の支障等を生ずることなく行われることが見込まれることから、条例の規制対象外としました。 なお、他品目について市町村が独自に制定することは妨げていません。
11		「特定再生資源」の定義を明確に規定してもらいたい。 (1)金属、プラスチック製品とは、どのようなものか。それぞれ単品で構成されている物だけでも認めるが、それ以外の木、ゴム、紙及び液状物等で構成された製品は対象になるか。 (2)使用を終了し、収集された金属、プラスチック製品の中に、一次処理された後の物は含まれるのか。複数の事業場を経由して二次処理物、三次処理物等になることが想定されるが、それらは対象となるか。 (3)収集された金属等に、所有者が持ち込んだものは含まれるのか。 (4)収集された金属等の「等」とは何を想定しているのか。 (5)「副次的に得られたもの」とはなにか。 (6)金属、プラスチック製品以外の例えば木材、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器を除いた理由を明示すること。	B	(1) 金属、プラスチック製品は、これらが素材として用いられている業務用機器や、給湯器、配電盤、無停電電源装置などをはじめとした有害使用済機器以外の使用済電気電子機器等を想定しています。金属又はプラスチック以外の木、ゴム、紙及び液状物等で構成された製品は、本条例による規制の対象外となります(木、ゴム、紙及び液状物等と、金属又はプラスチックで構成された製品は対象となります。) (2) 二次処理物、三次処理物についても、これらが破砕され、切断され、圧縮され、又は解体されたものを屋外保管する場合や、これらを特定再生資源として購入して屋外保管する場合は、本条例による規制の対象となります。 (3) 所有者が持ち込んだものも含まれます。 (4) はプラスチックを指します。 (5) いわゆる「副産物」のことを指します。具体的には、金属の削りかすや、廃材となったH鋼、鉄筋などを想定しています。 (6) 金属とプラスチックは、素材としての価値が高く、腐食や劣化に強いことから、有償で取引され、屋外に積み上げて保管されていることが多いものです。一方、木片などの素材については、これらを目的物として有償で取引し、屋外に積み上げて再生資源として保管する業態はないと考えられています。このような事情を踏まえ、規制対象物となる特定再生資源の範囲を、金属又はプラスチックが使用されたものに限ることとしました。

12		自ら原材料として使用するために保管するものを除くとするが、例えば、プラスチックペレットの製造や金属などを分離している事業者は、これらに該当するの否か。	E	「自ら原材料として使用するために保管するもの」に該当するかどうかは、具体的な事業の実態に照らして、「自ら原材料として使用するために保管するもの」として、特定再生資源屋外保管業に該当せず、規制対象外となるかどうかを判断することとなります。 プラスチックペレットの製造事業について、使用済みプラスチックを未処理・未選別の状態で収集する場合、原材料として使用できる状態にするための作業を行うまでの間に行為される保管は、破砕等（破砕・切断・圧縮・解体・洗浄）を行うための保管に当たる場合があります。したがって、「自ら原材料として使用するために保管するもの」に該当せず、本条例による規制の対象となる場合もあると考えます。
13	2 責務等	土地を提供する者に対し、借主が行方不明等に対する廃棄物の撤去命令を追加（貸主がそのまま放置し、撤去に税金等が投入されることを防ぐ為）	D	土地の借主等（特定再生資源屋外保管業者）が行方不明の場合において、土地所有者等に対し保管物の撤去命令をすることができ旨の規定を設けることについては、特定再生資源屋外保管業による県民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上の支障の発生防止義務を土地所有者等に課さないこととした点を踏まえ、困難であると判断しました。
14		土地所有者が土地を提供する前や土地を売り出す時点でヤード設置の計画を察知して早期の不適正ヤード発見と規制の対策を検討してほしい。	B	本条例では、第4条において、土地の所有者等に対して、特定再生資源屋外保管事業場が県民の生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の支障を生じないものであることの確認義務を規定しています。
15		土地の所有者に対し貸主に対する監督責任を加える。貸主が放置した場合原状回復の責任を明確にする。	A	本条例では、第4条において、土地の所有者等に対して、特定再生資源屋外保管事業場が県民の生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の支障を生じないものであることの確認義務を規定しています。 また、いたいた御意見を踏まえ、特定再生資源屋外保管業者と協力し、苦情・紛争が生じたときの解決義務に係る規定を加える修正を行いました（第4条第2項関係）。
16		土地所有者が土地を提供する前や土地を売り出す時点でヤード設置の計画を察知して早期の不適正ヤード発見を検討してほしい。	B	本条例では、第4条において、土地の所有者等に対して、特定再生資源屋外保管事業場が県民の生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の支障を生じないものであることの確認義務を規定しています。
17		事業者（特定再生資源屋外保管業者）に支障を除去する資力等の能力がない場合には、土地所有者等にその責務を負わせる規定とすること。 例えば、措置命令の対象を、事業者（特定再生資源屋外保管業者）に限定せず、不適正保管を容認した土地所有者、対象保管物を売却した者（購入元）、不適正保管を依頼したブローカー等、不適正保管に積極的に関与したと認められるものも含めること。	D	本条例では、特定再生資源屋外保管業により県民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上の支障が生じないよう努めなければならない旨の責務を特定再生資源屋外保管業者に課しています。そのため、措置命令の対象についても、特定再生資源屋外保管業者に限定することとしています。
18		規制対象地の土地所有者は、ヤード設置を目的とした土地借入れ者に土地を貸し出し禁止。 理由:貸し出しサイドにも規制かけないと片手落ちとなる	D	本条例では、第4条において、土地の所有者等に対して、特定再生資源屋外保管事業場が県民の生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の支障を生じないものであることの確認義務を規定しています。
19		火災防止の義務、責任者を設置する	B	火災防止の義務については、条例第11条（基準遵守義務）において規定しています。また、責任者の設置については、第18条（現場責任者）において規定しています。
20		「生活環境の保全に支障が生じないよう努め」と努力規定になっているが、「対策を講じなければならない」とすること。	D	許可不要となる小規模の事業者にも配慮を求める観点から、特定再生資源屋外保管業による県民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上の支障の発生防止義務は、努力義務とさせていただきます。
21		環境基本法第三節環境基準を厳守し、周辺住居環境を考慮し、居住者の人格権の積極的な保護をする事が求められる。	C	提案者としても、ご意見については、実施段階で県執行部の参考にしていただき、目的の達成ができるような運用に心がけていただくことを想定しています。
22	3. 事業の許可等	産業廃棄物の収集運搬・処分許可を持っている事業者には条例による規制（許可を新たに取得すること）の対象外としてほしい（許可申請等の負担をなくす）。	A	第31条（適用除外）において、廃棄物の処理に係る許可、委託を受けた者が当該許可等に係る事業場において特定再生資源屋外保管業を行う場合を適用除外の対象に加えました。
23		条例の主旨は県民生活の安全と生活環境の保全のための不適正ヤードの規制であるのだから、工業団地内で事業を行う場合は許可に住民説明会は不要としてほしい。	D	本条例では、用途地域の指定に関わらず、特定再生資源屋外保管事業場から一定の距離以内の区域に居住する住民がいる場合は、その住民に対して、説明会の開催その他の必要な措置を講じなければならないこととしております。
24		事業者の資格規程を具体的にしてほしい。不法滞在者が作業したり、無免許、無資格、未成年への規制が必要。	D	本条例は、製品等として使用した後に再資源化のために取り扱われる金属及びプラスチックの保管及び破砕等について必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする条例です。 そのため、在留資格があることを、許可基準には設けていません。 不法滞在者や無免許で機器を扱う作業員がいること、働くことが許されない年齢の者の就労は法令違反であり、それぞれの法令をもって対処することになります。 なお、未成年が許可を受けようとする場合は、その法定代理人が欠格事由に該当しないことを許可の基準としています。
25		許可を出すにあたり、法人登記や納税状況、従業員の国籍（就労ビザの有無）、労働基準法の遵守状況等を確認していただきたい	D	本条例は、製品等として使用した後に再資源化のために取り扱われる金属及びプラスチックの保管及び破砕等について必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする条例です。 そのため、法人の登記簿などの書類を求めることは想定されるものの、従業員の国籍（就労ビザの有無）、労働基準法の遵守状況等を確認することは、許可基準として規定していません。 納税状況や従業員の就労ビザの有無や労働基準法の遵守状況は他法令として必要な確認であり、それぞれの法令をもって対処することになります。
26		許可基準において、農地法、都市計画法、建築基準法、労働基準法などの違反が無いことを要件として追加できないでしょうか？	C	関係法令の違反については、本条例の趣旨・目的に鑑みて許可基準は設けていないものの、許可に関する指導及び助言を行う中で確認されるものと考えています。
27		(1) 許可についてはプラスチック製品が大量に有る場合は、消防法による指定可燃物貯蔵取扱所設置届け出書添付が有る方が良いと考えます。（万が一、火災発生した場合は初期消火が可能になる為）	C	許可申請時の添付書類については、その必要性、合理性があるものについて、県執行部が規則で定めることとなります。

28		業の許可を義務化	B	屋外保管場の敷地面積が百平方メートルを超える特定再生資源屋外保管業者に対し、知事の許可を受けることを義務としています。
29		住民説明会について、住民に理解や同意が得られなかった場合は？何割以上の基準はあるか？説明する対象者の範囲は？	E	許可申請書に、説明会の開催等の措置を講じたことを証する書面を添付することを規定していますが、住民説明会における同意の割合は、許可基準としません。特定再生資源屋外保管業者は、周辺住民に理解や同意を得られなかった場合には、その意見に真摯に耳を傾ける責務を有すると考えます（第3条第2項参照）。 また、説明する対象者の範囲については、具体的には県執行部において定めることとしていますが、特定再生資源屋外保管事業場から一定の距離以内の区域に居住する住民と考えています。
30		中間処理工場などでは既に住民の同意を得ていることから説明会は不要とする。	A	第31条（適用除外）において、廃棄物の処理に係る許可、委託等を受けた者が当該許可等に係る事業場において特定再生資源屋外保管業を行う場合を適用除外の対象に加えました。
31		住民説明会の開催等の「等」とは何を想定しているのか。	E	具体的には執行部が規則で定めることとしていますが、特定再生資源屋外保管業の内容を記載した書面を周辺地域の住民に配布することや、特定再生資源屋外保管業の内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供することなどを想定しています。
32		台帳の作成について多種多様な品目があり、混載の状態の物少なくないが、どの程度の内容を求めますか？	C	台帳の記載事項は、具体的には執行部が規則で定めることとしていますが、特定再生資源の取引の年月日及び相手方の氏名又は名称、取引した特定再生資源の種類及び数量などを想定しています。 また、取引した特定再生資源の種類（品目）に係る記載事項の範囲についても、具体的には執行部が規則で定めることとなります。
33		工業団地内ですでに一定期間事業を行っている者は許可制ではなく届出制または適用除外としてもよいのではないかと。	A	附則第2条（経過措置）において、事業場が工業団地内か否かに関わらず、本条例の施行の際現に特定再生資源屋外保管業を行っている者は、施行日から6か月以内に届出することにより、施行日に許可を受けたものとみなすこととしました。なお、当該みなし許可の期間は5年間であり、5年ごとに許可の更新が必要となります。
34		既に再生資源を屋外保管している事業者の状況を勘案すると、許可に際しては廃棄物処理業の許可を取得する際に必要とされている手続と同様な規定とすること。	B	許可申請の手続については、廃棄物処理業の許可申請における手続を参考に定めています。
35		油水分離層設置、騒音振動に規制法に係る設備の届け出義務	B	本条例では、保管等に伴って汚水又は油が流出する等のおそれがある場合における油水分離装置等の設置を許可の基準に規定しています。また、騒音規制法等他法令に係る届出義務等については、当該他法令の定めによることとなります。
36		現場責任者は、日本語が堪能である事。または日本人の常駐	D	現場責任者は、それぞれの特定再生資源屋外保管事業場における事業内容や事業場の構造、設備等に精通し、適正な事業が行われるよう管理・監督することができる能力・経験を有する責任者として、それぞれの事業者において適切に選任されるべきものと考え、日本語能力など特定の能力・資格を有することを要件とする趣旨の規定は設けていません。
37		経過措置後の既存特定再生資源屋外保管業者の規定を明確にすること。	B	附則第2条で定める経過措置の期間の終了後は、従前の特定再生資源屋外保管業者に対しても、条例本則の規定が適用されます。 なお、従前の特定再生資源屋外保管業者に対しては、本条例の施行後6月以内の届出義務を課すとともに、当該届出義務を懈怠した従前の特定再生資源屋外保管業者は、新たに許可の申請が必要となります。
38		特定再生資源屋外保管業者が設置する機械(例えば、1日5トン以上の破砕能力のあるプラスチックの破砕施設)で、不要となった廃棄物を処理する場合は、廃棄物処理法の第8条又は第15条に規定する許可施設に該当すると認めるが、その規定を設けること。	D	御指摘のとおり、機械を設置する特定再生資源屋外保管業者は、廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項に基づく許可を受ける必要があると考えます。一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置許可については、廃棄物処理法に規定されているため、本条例にその旨を規定することはしていません。
39		産業廃棄物処理業者の許可敷地内で再生資源の保管及び敷地内に設置した施設で破砕等の作業を行う場合は、当該条例の許可を受けずに実施できる規定を設けること。	A	第31条（適用除外）において、廃棄物の処理に係る許可、委託等を受けた者が当該許可等に係る事業場において特定再生資源屋外保管業を行う場合を適用除外の対象に加えました。
40		一般廃棄物処理業者及び市町村の委託を受けて再生資源の処理を行う者が、許可（または市町村の委託を受けた）敷地内で再生資源の保管及び破砕等の作業を行う場合は、当該条例の許可を受けずに実施できる規定を設けること。	A	第31条（適用除外）において、廃棄物の処理に係る許可、委託等を受けた者が当該許可等に係る事業場において特定再生資源屋外保管業を行う場合を適用除外の対象に加えました。
41		知事及び市町村長の許可を得なければならない事が求められる。また許可の際、知事及び市町村長は事業者に対して、管理または監督責任を伴う事が求められる。	B	本条例では、屋外保管場の敷地面積が百平方メートルを超える特定再生資源屋外保管業者に対し、知事の許可を受けることを義務としています。また、知事は、特定再生資源屋外保管許可業者等に対して、必要な場合に措置命令等の処分や指導を行うことを規定しています。
42		工業団地ではない場所で事業を行う場合は、作業時間と曜日規制も検討してほしい。早朝や夜の操業、土日曜日・祝日の操業規制も設けてもらいたい。	C	住民説明会における説明事項としていただくことや、生活の安全の確保上又は生活環境の保全上の必要に応じ許可に条件を付すことなどの運用面での対応を想定しています。
43	4. 保管基準等	保管基準等について 安全性、飛散防止、汚水の流出対策等を考慮すると保管は囲いと接しないこと、囲いと間に一定距離を設けたほうが良いと思います。	C	保管基準等についていただいた御意見を、県執行部の参考にさせていただきます。
44		【囲いの構造耐力上安全について】何を根拠に安全と判断しますか？ 【床面被覆とは？】 保管事業場内の流出や浸透の恐れのある部分のみの被覆も認めるか？ 【汚水排水対策とは】、どの程度の設備を想定していますか？	E	囲いの構造耐力上の安全性については、保管物の荷重が直接囲いにかからない構造であれば、構造耐力上安全であると判断しています。また、直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合は、構造計算書などにに基づき判断することを想定しています。 床面被覆については、例えば、コンクリート敷設や、排水溝の設置等の周辺環境の汚染を防止する措置を講ずることを想定しています。汚水又は油の流出等の恐れのある部分のみの被覆の可否については、県民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上の支障が生じ得るか否かという観点から、個別的に判断されるものと考えます。 汚水排水対策については、例えば、側溝、流末にグリストラップを設けることを想定しています。

45		外部から視認できる仕組みが必要。反社会的事案を予防する為の透視性確保として、囲い・ヤードは原則禁止する事が求められる。	D	本条例の目的は、火災の発生や騒音を防止するなど、県民の生活の安全の確保及び県民の生活環境の保全を図る点にあります。外部からの視認性の確保は、本条例の目的とは異なると判断し、許可基準や構造基準に規定することはしませんでした。
46		反社会的事案の影響を防止するため、解体・産業廃棄物関連業と駐車場業に対して、一見で内部が把握出来るよう、高い物理的遮蔽物で利用する土地を囲まない事が求められる。	D	本条例の目的は、火災の発生や騒音を防止するなど、県民の生活の安全の確保及び県民の生活環境の保全を図る点にあります。外部からの視認性の確保は、直接的には、本条例の目的を確保する上で必須ではないものと判断し、許可基準や構造基準に規定することはしませんでした。
47		「設置する囲いの高さは、積み上げられた保管物の高さを超えるものでなければならない。」というように、万一の荷崩れに備え、囲いの高さに関する基準を設けるべきと考えます。	C	囲いの高さに関する基準を設けることは想定していませんが、保管物の高さに関する基準については執行部が規則で定めることとしています。いただいた御意見は、執行部の規則制定や運用に当たり参考としていただきたいと思います。
48		「保管場所は、幅員4メートル以上の道路に接続していることを要する。」というように、火災等事故の際に緊急車両が入れるようにすべきと考えます。また景観を損なわないこと。	D	立地規制については、市町村が地域の实情に応じで実施することが望ましいと考え、本条例には規定しないこととしました。
49		(1) ロの具体的な規則を明示した方がよいと思います。	E	火災の発生又は延焼を防止するための措置については、県執行部が規則で制定することとなります。
50		さいたま市の条例では騒音振動等を規則により基準値を規定し、管理します。県条例も、騒音の保管基準をしっかりしていただきたいのですが、先行して条例を作った千葉市でも騒音等の改善は難しい(スクラップヤード条例 NHKで検索すれば見わかります)ようです。再生資源物の破砕行為の騒音振動はものすごく、近くに民家がある場合、騒音と振動に苦しめられることとなります。県の職員は自分の仕事を増やさないために、基準に合わないようにして条例を適用していると疑ってまいりますが、県会議員の先生が今回議員立法として条例制定を考えてもらえるため、期待したいと思います。騒音で適用される条例では埼玉県生活環境保全条例の第50条の別表6にある「面積が一五〇平方メートル以上であるもの」という文言があります。堆積している物の面積が150平方メートル以上でなければどんな騒音を出しても対象としないという運用されているようです。これらの含めて見直していただき、実効性のある条例にしていきたいと思います。埼玉県生活環境保全条例の改正が行われなくても県や市町村の責務で「生活環境の保全に支障が生じないようにするため」とあります。騒音苦情があった場合、環境測定を行うこと、事業者に対して勧告や命令すること、事業者が堆積物の面積を150平方メートル未満にしたから適用除外にして解決するのではなく、騒音や振動を基準値未満まで下げる保管状態にしていきたいと思います。	D	騒音又は振動対策のために特定再生資源屋外保管許可業者が講ずる措置としては、例えば、早朝及び夜間において、特定再生資源の搬出及び積卸し、保管及び破砕等の作業その他の騒音又は振動を発生する行為を制限することや、騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生を防止の方法を具体的に記載した標準作業書を常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行うことを想定しています。騒音や振動については、騒音規制法や他の法令・条例の規定に基づき、市町村と連携して規制を実施していくよう、県執行部に対し求めてまいります。
51		屋内保管と認められる構造物の基準は？	E	本条例では、「屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物の外」を「屋外」と定義しています。屋内保管は、屋外以外の場所で行われる保管であると考えます。
52		○利用土地境界線上における測定で、環境基準等を遵法する事が求められる。 ○近年のSDGs的視座を踏まえ、SDGs15番を目標に囲いは低い生垣等の緑化が求められる	D	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
53		現状、産業廃棄物積替え保管制度では300㎡以下の土地は対象外となっている。それを利用し、事業所の面積が100㎡以上300㎡以下の保管許可を得ない産業廃棄物の住宅地内における業務によって、周辺住民への騒音・振動公害をはじめとする深刻な人格権侵害が行われている。それを踏まえ、保管基準の厳格化及び住民の人格権保護を考慮し、物理的な隔離をはじめとする基準が早急に求められる。	B	本条例では事業場の敷地面積が100㎡を超える特定再生資源の屋外保管をする事業者は、知事の許可が必要として、許可基準や保管基準等を規定しています。 なお、産業廃棄物収集運搬業の許可において、積替え保管を伴う場合には面積要件はありません。
54		(1) ハで床面(鉄板は不可、外周に側溝の設置及び油水分離層の設置も必要。	A	汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合にあっては、保管等の場所の底面が不透水性の材料で覆われているとともに、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備が設けられていることを、許可の基準に規定しました(第9条第1項第2号ハ)。
55	5. 行政処分	許可を受けているヤードと許可を受けないで営業するヤードの行政調査について 許可を受けで営業しているヤードに対して、行政の立ち入り調査等があり、指摘があった場合には改善することに異論はないが、許可を受けないで営業しているヤードに対して「許可を受けていないから把握できない。したがって立入調査はできない」といった理由で、行政からの立ち入り調査がなく、そのまま営業されると、許可を受けている業のみ負担が増えるのは、条例の主旨からも違うのではないか	B	許可業者だけでなく、無許可業者や許可を受ける必要のない業者(事業場の敷地面積が百平方メートル以下)も立入検査の対象となります。 なお、許可を受ける必要があるにもかかわらず、無許可で事業を行った場合は、罰則の対象になります。
56		何時でも通告無しに監査する権利が必要。	B	立入検査(第23条)については、実施に当たり事前の通告が必要とは規定していないため、この条例の施行に必要な限度において、通告なしに立入検査を行うことは可能と考えています。
57		無断でヤード禁止地にヤード設置時、排除命令を出す。3ヶ月以内に従わない場合は、行政が強制執行を行い排除する、尚、費用は一旦、行政が肩代わりして金額確定後、違反者に請求し、違反者が負担する。	D	無許可事業者に対しては、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科すとともに、無許可営業によって県民の生活の安全の確保上若しくは生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該無許可事業者に対し、知事が措置命令を発出することができることとしています。
58		既にヤードが既に設置された地であっても規制効力は及び、行政は違反企業・個人に対して排除命令を出す、違反者は速やかに撤収する。	D	本条例では、従前の特定再生資源屋外保管業者は施行日から6か月間、許可を受けないで特定再生資源屋外保管業を行うことができることとするともに、当該期間内に届出をした事業者について、一部の規定の適用を除外することとしています。 一方、命令、報告徴収、立入検査等の規定(これらの規定に違反したことによる罰則の規定を含む。)は、従前の特定再生資源屋外保管業者に対しても適用されることとなります。また、届出義務を懈怠した従前の特定再生資源屋外保管業者は新たに許可の申請を行う必要があり、許可を受けずに事業を行う場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科されることとなります。
59		行政指導による改善が為されない業者に対して、地域住民の人格権保護の為、許認可の積極的な取り下げが行われる事が求められる。	D	本条例では、行政指導による改善がなされない業者に対する規制の実効性を確保する手段として、改善命令、措置命令、許可の取消し及び罰則の規定を設けました。
60		新条例を制定する以上は、調査や指導を継続的かつ延滞させることなく監視や指導を徹底できる体制を行政に求める。自動車リサイクル法や廃棄物処理法、フロンやアスベストなどの法律も施行されているが違法行為は撲滅できておらず、十分に監視や指導等が行き届いていないように感じています。今以上の監視ができるのか疑問。	C	県執行部に対して、本条例が適切に運用される事を求めてまいります。

61		<ul style="list-style-type: none"> ・法人税などのチェック毎年 ・外国籍従業員への就労チェック(滞在許可証確認) ・店前での買取り単価看板の廃止 	D	<p>本条例は、製品等として使用した後に再資源化のために取引される金属及びプラスチックの保管及び破砕等について必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする条例です。</p> <p>そのため、法人税法等の違反状況、特定再生資源屋外保管業を行うための在留資格の有無などの要素については、許可基準としておりません。</p>
62		<p>長年に渡り現在も、資源保管を名目とする解体及び産業廃棄物関連業は、地域住民に対して深刻な人格権侵害をはじめとする諸問題を発生させている。この現状を鑑みて、可及的速やかな厳正なる対応が求められており、行政指導等による是正が為されない場合、事業許可取り下げを積極的に行われる事が求められる。しかし現在、資源保管名目の解体及び産業廃棄物関連業のいくつかの業者は、代表者の掛け替えによる実質的関係業者による運営が横行している。この現状を踏まえ、実質的関係業者と疑われる業者に対しても処分が適応するよう開示請求をはじめとした調査等が求められる。</p>	C	<p>本条例に違反している事業者について、代表者の交代等によって法人格が変わるといったような現象が生じたとしても、違反者に対する本条例による規制を確実に執行しよう、執行部に求めてまいります。</p>
63	6. 雑則	<p>保管ヤードはどう見ても廃棄物なのに有価物だと言って取り締まりを逃れるケースが有るので、それらを売却した各種エビデンスや処理フローを提出させ、立入検査時には確認の徹底を行った方が良いと考えられます。また、廃棄物・有価物の見極めが出来る専門家と同行での立入検査が望ましいと思います。</p>	C	<p>廃棄物に該当するか否かは、環境省の通知等に基づき、総合的に判断します。廃棄物に該当する場合は、廃棄物処理法に基づき適正な管理を指導します。</p>
64		<p>雑則の中に就業者の身分(ビザ期限その他)に違反していないか、納税業者なのか?労働基準法を順守しているか等も織り込むべきかと思えます。</p>	D	<p>本条例は、製品等として使用した後に再資源化のために取引される金属及びプラスチックの保管及び破砕等について必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする条例です。</p> <p>そのため、特定再生資源屋外保管業を行うための在留資格の有無、法人税法等の違反状況、労働基準法の遵守状況などの要素については、許可基準としておりません。</p>
65	7. 罰則	<p>罰則 100万円以下、30万円以下は安すぎると思えます。</p>	D	
66		<p>(1)懲役1年以下、罰金100万円以下 事件や事故が起きた場合、地域住民の被害に対して罰則が軽すぎる。懲役10年以下、罰金1000万円以下に引き上げるべき。 (2)罰金30万円以下 不正と看做される行為で得られる不当利益と比べて罰則が軽すぎる。罰金300万円以上と引き上げるべき。 (3)法人、個人を問わず、違反行為に対しては、当該事件の全ての利益関係者に責任を問えるよう範囲を広げるべき。発注者、収集事業者、保管事業者など。</p>	D	<p>条例での罰金額の上限でありご理解をお願いします。また、懲役刑があることに高い抑止力があることがヒアリングできています。罰則の内容は、先進自治体と同様の規定としており、適正に規定されているものと考えます。</p>
67		<p>(3)法人、個人を問わず、違反行為に対しては、当該事件の全ての利益関係者に責任を問えるよう範囲を広げるべき。発注者、収集事業者、保管事業者など。</p>	D	<p>罰則の適用対象者の範囲は、先行自治体と同様の規定としており、適正に規定されているものと考えます。</p>
68		<p>無許可営業ヤードへ販売した者への罰則(免許コピーの義務化)</p>	D	<p>本条例は、特定再生資源屋外保管業者に対して特定再生資源を販売した者を規制するものではありません。罰則の内容は、先行自治体と同様の規定としており、適正に規定されているものと考えます。</p>
69		<p>罰則について一罰則(無許可営業、命令違反等は罰則の対象)</p>	B	<p>無許可営業や命令違反については、罰則の対象としています。</p>
70	8. 経過措置	<p>近隣に迷惑をかけるような不適正ヤードのみならず既存の業者にも当然この条例が適用されます。この様な厳しい保管基準等を設けられずと一体どの位の業者がこの基準をクリアし許可を受けることが出来るのかいささか不安です。もう少し基準の緩和を求めます。</p>	A	<p>いただいた御意見を踏まえ、従前の特定再生資源屋外保管業者に対しては、附則第2条において、6か月の期間内に届出をした事業者は、施行日に5年間の許可を受けたものとみなすこととしました。また、事業場の囲いの設置などの構造基準に係る規定を原則5年間適用しないなど、従前の事業者が、本条例案の規定に基づく基準に適合するための猶予期間を設けました。</p>
71		<p>特定再生資源屋外保管業の規制については金属スクラップヤード等を直接規制する法令等がないために、一部の金属スクラップヤードとして一定の理解はできるが、既存の適切に管理している小規模事業者に負担となる可能性が考えられる。国内リサイクルに寄与し長年の事業実績がある会社には何らかの配慮を願いたい。また、小規模事業者が小規模であるために届け出を出さないで事業を継続する方法を模索した場合、例えば屋内保管のみで再生資源についての事業はするようにして届け出を出さないようにするなどした場合、届け出を出さないのであれば現地調査等、直接の指導はしてもらえないのか?</p>	A	<p>いただいた御意見を踏まえ、従前の特定再生資源屋外保管業者に対しては、附則第2条において、6か月の期間内に届出をした事業者は、施行日に5年間の許可を受けたものとみなすこととしました。また、事業場の囲いの設置などの構造基準に係る規定を原則5年間適用しないなど、従前の事業者が、本条例案の規定に基づく基準に適合するための猶予期間を設けました。</p> <p>また、これまで特定再生資源屋外保管業を適切に営んできた事業者において、本条例の規定に基づく基準に適合するため、あらかじめ保管場の整備等を必要とする場合を想定し、第30条において、財政上の措置についての規定を設けました。</p> <p>なお、屋内における特定再生資源の保管については、本条例による規制の対象外です。</p>
72		<p>また、小規模事業者が小規模であるために届け出を出さないで事業を継続する方法を模索した場合、例えば屋内保管のみで再生資源についての事業はするようにして届け出を出さないようにするなどした場合、届け出を出さないのであれば現地調査等、直接の指導はしてもらえないのか?</p>	B	<p>本条例の許可を必要としない小規模の特定再生資源屋外保管業者(事業場の敷地面積が百平方メートル以下)についても、報告徴収(第22条)や立入検査(第23条)、指導及び助言(第24条)等の対象になります。</p> <p>なお、例示の「屋内保管のみ」で特定再生資源の保管を行う事業者については、本条例の対象とはなりません。</p>
73		<p>既存業者に対して、もう少し緩和措置を設けて欲しい。ある程度(10年以上)の既存業者は、近隣住民より一定の理解を得られているところも多いと思われるので、過去の苦情やトラブル等の発生状況も考慮し、対象判断してほしい。新条例の制定により、善良な業者も対象になれば廃業も余儀なくされる恐れもある。経過措置の1年間短すぎる。</p>	A	<p>いただいた御意見を踏まえ、従前の特定再生資源屋外保管業者に対しては、附則第2条において、6か月の期間内に届出をした事業者は、施行日に5年間の許可を受けたものとみなすこととしました。また、事業場の囲いの設置などの構造基準に係る規定を原則5年間適用しないなど、従前の事業者が、本条例案の規定に基づく基準に適合するための猶予期間を設けました。</p>
74	9. その他	<p>もう一つお願いしたいのは従前より法律、条例を遵守し日本の静脈産業として資源小国日本の基盤を支えてきた既存の金属リサイクル業者の保護です。昨今、金属全般、資源全般の高騰により我々の業界には新規参入業者が激増しております。工場跡地や空き地を鉄板で囲い、なんでも高価買取致します的な看板を掲げ個人客まで相手にしています。本来なら許可や届け出、法令遵守が必要ですが、新規参入業者の多くには不適正な行為が横行しています。そしてその多くの不適正業者に残念ながら行政は満足な立入り調査等してないように思います。特に家電リサイクル法、フロン排出抑制法、廃棄物処理法等適法な運用をしていない現状が横行しています。尊法業者と不適正業者を一つのリサイクル業者としてとらえられるのは甚だ心外です。是非上記の現状を考慮し条例を制定していただきたいと思えます。</p>	C	<p>本条例による立入検査を行うこと等により、不適切な保管等を行う事業者を是正していくよう、執行部に求めてまいります。</p>
75		<p>規制するために法を作るのは良いですが、取り締まりができるかどうかにかかっていると思います。現状、働いている人のビザ等が働いて良いものなのかどうか。労働者の労働時間 資格が適正であるかどうか。税金の支払いが正しく支払われているかどうか。家電リサイクル法が守られているか。フロンガスやPCB等の有害物質への対応が正しく行われているかどうか。現状の規制や法律が守られているかどうか疑問がある中で、新しい法律を作ったとしても守られるかどうかにかかっていると思います。</p>	C	<p>本条例による規制を確実に執行しよう、執行部に求めてまいります。</p>
76		<p>議員は、●●地区でのヤードの現状を見て上記規制案を取り入れて頂きたい、</p>	E	<p>県内のスクラップヤードの現状を踏まえ、本条例を制定しました。</p>
77		<p>国が法律として制定して不適正再生資源屋外保管業(不適正ヤード)の規制をしてほしい。地方自治体単位だけでなく、国全体として取り組まなければならない問題であると考えています。</p>	E	<p>本県議会としても、令和3年12月に、国会及び関係行政庁に対して、「再生資源物の屋外保管施設の立地規制等に係る法整備を求める意見書」を提出し、国による法整備を求めております。また、千葉県、茨城県やさいたま市等他が条例を制定したことを踏まえ、県独自の対応が必要と判断し、本条例を立案しました。</p>
78		<p>一部の自治体のみでの規制では近隣県に移転するなど規制の効果を得られないことが懸念される。規制するのであれば少なくとも関東一都六県で一斉に足並みをそろえての規制を行わないと規制の意義が損なわれるのではないかと。</p>	E	

79	現在、中国では自国に有利になる形で商売がなされているため、日本が進出しようとしてもなかなか儲けられないのでやむなく撤退したという業者が知り合いにいました。 条例を作ることで「同じ土俵に」と言っていますが、倫理観が違うので日本人は真面目に条例を守る反面、外人がそれを守るかと思うとこれまでの状況を鑑みて、外人は平気で条例をやぶるような気がします。そのため、条例を作ったとしても日本の企業だけ逆に大変になるのではないかと懸念しています。それなら日本の企業を優遇できるような条例を作ることできれば、外国勢を減らしていけるのではないかと考えます。	D	国籍により区別し、日本企業を優遇する条例にすることは、差別的な取扱いに当たることになってしまうと考え、御意見は反映しないこととしました。
80	当該条例が施行後に、廃棄物、再生資源物又はそれらが混じった物を取扱っている事業者が廃棄物処理法逃れとならないように、厳密に廃棄物等の定義を明示すると共に行政には厳格に対応してもらいたい。また、行政には再生資源と廃棄物の判断は速やかに行うことを切望します。 なお、当該条例に影響を受ける可能性のある当協会等が意見を述べる機会を設けて頂きたい。	C	県執行部に対して本条例が適切に運用される事を求めてまいります。
81	県内では同種の条例の制定がさいたま市及び越谷市で予定されている。それらとの整合性を図ること。	A	先行市町村との整合性を図りながら、本条例を制定しました。
82	現時点で県内ある特定再生資源屋外保管事業場についての調査結果等について明示すること。	E	県内のスクラップヤードの数については、令和5年1月から同年2月にかけて、県執行部が県内市町村に対してアンケート調査を行いました。アンケート調査によると、県内に229か所のスクラップヤードが存在し、115か所において、周辺への影響が確認されました。
83	不適切ヤードの乱立により、既存業者の利益喪失、資源の海外への流出が懸念されるが、適切な処理をしている業者が不利益を被るような法律にならないように留意していただきたい。	C	適切な処理を行う業者が不利益を被らないよう、県執行部に対し、本条例の適切な運用を求めてまいります。
84	スクラップに携わる業者は外人系も多く、総体的にあまり厳しくすると行き場を失ったスクラップ類が不法投棄されてしまうので当初は弾力的な運用が望ましいと思います。	E	スクラップ類の不適切な保管等がされてしまうことのないよう、県執行部に対し本条例の適切な運用を求めてまいります。
85	工業地帯および準工業地帯はもちろんのこと、農地や近隣に住宅がある地域への新規ヤード進出については特に厳格に許可の管理をするともに、監視や取り締まりを徹底してほしい。	C	県執行部に対して本条例が適切に運用される事を求めてまいります。
86	例外、脱法、不法を認めない仕組みを構築してください。	B	本条例の立案に当たっては、廃棄物処理法による規制の仕組みや、先行自治体において制定されている条例の規定を参考にしました。これによって、違法な事業の実施を十分に取り締まることができると考えています。
87	サーキュラーエコノミーという言葉が喧伝されています。サーキュラーエコノミー（循環経済）とは、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を目指す社会経済システムを意味します。まさに再生資源業界は循環経済の中核的担い手です。 【再生資源業界の構造】1990年代後半に資源価格の暴落があり、製紙原料問屋のヤードにペール（圧縮プレスされたもの）が山積みとなり、再生資源化されない紙類が市町村の焼却施設に流入し、処理能力を超える事態が発生。再生資源業界は輸出に活路を見出し、危機的状況を脱する。同じく製鋼原料業界では「逆有償」と称し処理費用の負担を排出者に求めた。この危機的状況に対し行政側が主導して各市町村に「リサイクル組合」を設立し補助金でリサイクルを維持することになった。 資源循環業界はメーカーの支配力が圧倒的で、資源価格の乱高下にさらされ経営基盤が弱い。メーカーの価格支配力が風穴を開けるために一部を海外輸出に回しています。業界大手といわれる鉄スクラップ業者も過大な設備投資を行った結果、破綻しM&Aの対象となった事例は枚挙にいとまがありません。外国人ヤード業者＝輸出業者は再生資源流通のヒエラルキーでは上位（海外メーカー直納問屋）であり、地域社会に同化する動機もなく、設備投資は軽装備で済ませている。事実上の輸出補助金である消費税還付を受け、比較競争優位です。 昭和45年の廃棄物処理法制定時の「多くの事業者が中小零細」であるため一定の保護が必要である状況は一向に改善していない。日本の製造業の海外移転の結果、発生スクラップは激減したままである。埼玉協では最盛期には400社以上の組合員を擁したが、15年前には220社、現在では170社の組合員数となっている。再生資源業界は疲弊している。 今回の条例による規制は再生資源業界に壊滅的被害を与え、サーキュラーエコノミーの中核を破壊する懸念がある。地域社会との共存を企図しない外国人ヤード業者と伝統的に日本のリサイクルを支えてきた埼玉協組合員企業あるいは鉄リサイクル工業会会員企業とは規制の在り方に差異があつてしかるべきと考えます。立法の公平性を保ちながら業界を守るためには「設備投資補助金」や「無利子融資」が必要です。またこれらの保護策の申請窓口を当業界団体経由とすることで外国人ヤードとの差別化を担保することが可能と考えます。	A	これまで特定再生資源屋外保管業を適切に営んできた事業者において、本条例の規定に基づく基準に適合するため、あらかじめ事業場の整備等を必要とする場合等を想定し、第30条（財政上の措置）の規定を設けました。